

現在事項全部証明書

福島県郡山市谷島町5番42号
株式会社ヨークベニマル

会社法人等番号	3800-01-006893	
商号	株式会社ヨークベニマル	
本店	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	
	福島県郡山市谷島町5番42号	令和 3年 2月11日移転
		令和 3年 2月12日登記
公告をする方法	東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	https://yorkbenimaru.com/company/outline/	令和 1年 8月19日変更
		令和 1年 8月30日登記
会社成立の年月日	昭和22年6月12日	
目的	1. 百貨小売業その他商業およびこれに関連する商品の製造・加工・卸売業、訪問販売業・通信販売業 2. 酒類の販売業 3. 塩、たばこの販売ならびに穀物類の加工および販売業 4. 古物営業 5. 医薬品、医療用具および化学工業薬品ならびに計量器の販売業 6. 薬局および診療所の経営 7. 飲食店業および興行場、遊技場、駐車場の経営 8. 一般乗用旅客自動車運送業、貨物自動車運送業および旅行業ならびにこれらに関する幹旋業および自動車教習所の紹介 9. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業および生命保険募集業 10. 不動産の売買、賃貸借、仲介および鑑定業 11. 各種委託取次業 12. 金銭の貸付、その貸借の媒介およびその貸借の保証ならびにクレジットカード取扱業 13. 各種企業の経営指導および業務受託 14. 介護保険法に基づく居宅サービス業および介護予防サービス業、その他介護を必要としている者への福祉用具の貸与および販売業 15. クレジットの取扱に関する事務受託 16. 電子マネーおよびその電子的価値情報の発行、販売および管理に関する事務受託 17. インターネット等の通信システムを利用した情報の収集、処理および販売、ならびに各種情報提供サービス 18. 前各号に附帯する一切の事業	

	平成 2 6 年 5 月 1 5 日変更		平成 2 6 年 5 月 2 8 日登記
単元株式数	1 0 0 株		
発行可能株式総数	1 億株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5 0 6 3 万 4 5 3 5 株	平成 1 4 年 9 月 1 日変更	
		平成 1 4 年 9 月 2 日登記	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する。 令和 7 年 9 月 1 日設定 令和 7 年 9 月 1 日登記		
資本金の額	金 9 9 億 2 7 9 7 万 2 0 3 9 円		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株式に設定されている担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、取締役会の承認があったものとみなす。 令和 7 年 9 月 1 日変更 令和 7 年 9 月 1 日登記		
役員に関する事項	取締役 大 高 善 興	令和 7 年 5 月 1 3 日重任	
		令和 7 年 5 月 2 3 日登記	
	取締役 真 船 幸 夫	令和 7 年 5 月 1 3 日重任	
		令和 7 年 5 月 2 3 日登記	
	取締役 大 高 耕 一 路	令和 7 年 5 月 1 3 日重任	
		令和 7 年 5 月 2 3 日登記	
	取締役 石 橋 誠 一 郎	令和 7 年 5 月 1 3 日重任	
		令和 7 年 5 月 2 3 日登記	
	取締役 須 賀 秀 人	令和 7 年 5 月 1 3 日重任	
		令和 7 年 5 月 2 3 日登記	
	取締役 堀 越 康 弘	令和 7 年 5 月 1 3 日重任	
		令和 7 年 5 月 2 3 日登記	

	取締役 松 岡 友 幸	令和 7 年 5 月 1 3 日重任
		令和 7 年 5 月 2 3 日登記
	福島県郡山市長者二丁目 7 番 1 9 号 代表取締役 大 高 耕 一 路	令和 7 年 5 月 1 3 日重任
		令和 7 年 5 月 2 3 日登記
	監査役 三 澤 隆	令和 7 年 5 月 1 3 日重任
		令和 7 年 5 月 2 3 日登記
	監査役 南 肇 之	令和 7 年 5 月 1 3 日就任
		令和 7 年 5 月 2 3 日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 7 年 5 月 1 3 日重任
		令和 7 年 5 月 2 3 日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	(1) 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 (2) 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 平成 1 8 年 5 月 1 9 日変更 平成 1 8 年 6 月 2 日登記	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	(1) 当会社は、社外取締役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 (2) 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 平成 1 8 年 5 月 1 9 日変更 平成 1 8 年 6 月 2 日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記

福島県郡山市谷島町5番42号
株式会社ヨークベニマル

会計監査人設置会
社に関する事項

会計監査人設置会社

平成18年 6月 2日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

(福島地方法務局管轄)

令和 7年 9月19日

宇都宮地方法務局
登記官

手塚 裕 一

